

広島県受取	
第 号	
24.7.30	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬食監麻発0727第1号
平成24年7月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成24年厚生労働省告示第458号により、
薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第43条第1項の規定に基づき検定を
要するものとして新たな医薬品の指定をするため、法第43条第1項の規定に基づき検定を
要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下
「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御
了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日
本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長あてに当該通知の写
しを送付したことを申し添える。

記

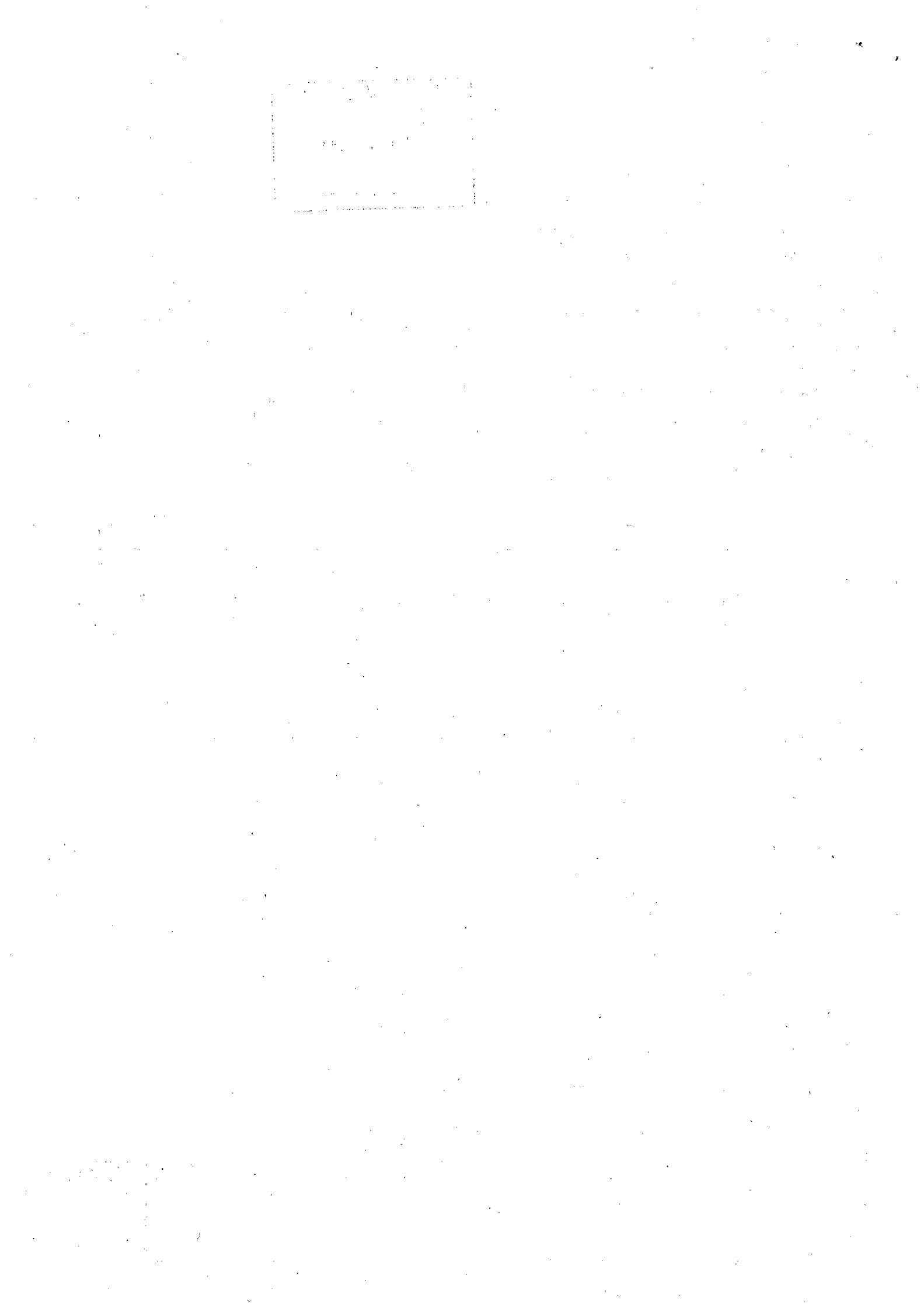
1 改正要旨

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンが承認
されたことに伴い、当該医薬品を法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとし
て指定し、その手数料、試験品の数量及び検定基準を定めたこと。

2 適用時期

公布日（平成24年7月27日）





3 標準処理期間

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンの検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間（以下単に「標準処理期間」という。）は、以下のとおりとすること。

- ① 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階） 40日
- ② 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階） 60日
- ③ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階） 110日
- ④ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階） 130日

なお、現在、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。





沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン(最終段階)キソト原液につき 117,800円	小分製品と同濃度に希釈した破傷風トキソイド原液につき 内容量が40mLのもの 2 本
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン(最終段階)キソト原液につき 内容量が80mLのもの 2 本 176本 内容量が0.5mLであるとき。 763,500円	小分製品の10倍濃度に希釈したボリオウイルス3価混合原液につき 内容量が80mLのもの 2 本 内容量が0.5mLであるとき。 4,507,800円

この出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン(中間段階)
生物学的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く)、破傷風トキソイドの条の3.1.3及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチンの条の3.2.4(3.2.4.2, 3.2.4.3及び3.2.4.4を除く)に規定する試験法によるものとする。ただし、生物学的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く)及び破傷風トキソイドの条の3.1.3に規定する試験法による場合の試料は、最終ウイルクと同濃度となるようにして沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチン(最終段階)

生物学的製剤基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ(セーピン株)混合ワクチンの条の3.3.3, 3.3.5, 3.3.7, 3.3.8, 3.3.9及び3.3.10に規定する試験法によるものとする。
○出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

出発料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。

(1) 自家軟骨生細胞

○農林水産省規則(昭和二十九年六月二十一日勅令)第11項の規定による、出發料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。
23066 インダジフラム水和剤 ルスペクタクルフロアフル
東京都千代田区内一丁目6番5号 バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役 ギヤビンマーチャント
登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 出發料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。
23067 ヴニコナソールP複合 スマッシュA 14 肥料 23068 ヴニコナゾールP複合 スマッシュA 2 1 肥料
○農林水産省規則(昭和二十九年六月二十一日勅令)第11項の規定による、出發料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。
23069 ボーベリア バシア ポタニガード水和剤 水和剤
東京都中央区明石町8番1号 アリストラ ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長 役員 ドルフ・ファンハラテン 成尾友良
23070 ペンティメタリンマイ キュエイアップアツア クロカブゼル剤
東京都港区六本木六丁目10番1号 B.A S.P.ジャバパン株式会社 代表取締役社長 等
23071 トルクロホスマチル ダブルイーグル フラメトビル水和剤
東京都中央区八丁堀四丁目5番4号 住 宅 東京都市赤坂四丁目2番19号 アグロ 化クリーン株式会社 代表取締役 野口 力ネジョウ株式会社 代表取締役 堀 利輔
23072 展着剤 アイヤーエース
○農林水産省規則(昭和二十九年六月二十一日勅令)第11項の規定による、出發料室器具の厚生省認可証(登録番号)を記入する。
23073 d-リモネン乳剤 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 東京都中央区東日本橋一丁目1番5号 株式会社エス・ディ・エス・バイオ テック 代表取締役社長 安田誠 三井化学アグロ株式会社 代表取締役社長 金井健彦
23074 ジノチフラン粒剤 アトラクトン粒剤



(別紙) 医薬品の検定に係る標準処理期間

製剤	標準処理期間（日）	
インフルエンザワクチン	60	
インフルエンザHAワクチン	80	
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35
	最終段階	35
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワク チン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスえそウマ抗毒素 (ガスえそ抗毒素)	70	
乾燥ガスえそウマ抗毒素 (乾燥ガスえそ抗毒素)	70	
不活化狂犬病ワクチン	70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80	
コレラワクチン	60	
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)	70	
ジフテリアトキソイド	70	
沈降ジフテリアトキソイド	70	
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70	
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
水痘抗原	40	
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60	
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60	
精製ツベルクリン (一般診断用)	80	
痘そうワクチン (痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン (乾燥痘 苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60

製剤	標準処理期間(日)	
日本脳炎ワクチン	80	
乾燥日本脳炎ワクチン	80	
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80	
肺炎球菌ワクチン	60	
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア 毒素結合体)	60	
破傷風トキソイド	70	
沈降破傷風トキソイド	70	
乾燥はぶウマ抗毒素(乾燥はぶ抗毒素)	70	
沈降はぶトキソイド	50	
沈降B型肝炎ワクチン	80	
沈降B型肝炎ワクチン(huGK-14細胞由来)	80	
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80	
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター 卵巣細胞由来)	80	
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs 抗原含有B型肝炎ワ クチン(酵母由来)	80	
乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)	80	
乾燥BCG膀胱内用(日本株)	80	
乾燥BCGワクチン	80	
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (イラクサギンウバ細胞由来)	80	
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)	80	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワク チン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混 合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用 するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	

製剤	標準処理期間（日）	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）	130	
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）		60
発しんチフズワクチン		70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）		70
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70
不活化ポリオワクチン（ゾークワクチン）		70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）		70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		70
ワイル病秋やみ混合ワクチン		70
加熱人血漿たん白		50

製剤	標準処理期間(日)
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50
人免疫グロブリン	60
アルキル化人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4処理酸性人免疫グロブリン	60
乾燥pH 4処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再拔取り、再試験に要する期間を含まない。